

中小企業信用保険法第2条第5項第2号（事業活動の制限）

小山市

1. 認定基準

次のいずれかの基準を満たすもの

①(イ)申請者が、法第2条第5項第2号の規定による経済産業大臣の指定を受けた事業活動の制限を行っている事業者（以下「指定事業者」という。）と直接取引を行っている場合において、申請者の総取引規模のうち、当該指定事業者との取引規模の割合が**20%以上**であるとするとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高、販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して**20%以上減少**しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して**20%以上減少**することが見込まれること。

(ロ)申請者が、指定事業者と間接的な取引の連鎖の関係にある場合において、申請者の総取引規模に占める当該事業者関連の取引規模の割合が**20%以上**であるとするとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して**20%以上減少**しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して**20%以上減少**することが見込まれること。

(ハ)申請者が、法第2条第5項第2号ハの規定により、経済産業大臣が指定する地域内において、1年間以上継続して事業を行っているとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して**20%以上減少**しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して**20%以上減少**することが見込まれること。

ただし、上記の(イ)から(ハ)までについて、申請者が平成14年3月18日から令和5年3月31日までに認定申請を行う場合にあつては、「原則として1か月間の売上高等が前年同月に比して**10%以上減少**しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して**10%以上減少**することが見込まれること。」とする。

②指定事業者が金融機関である場合にあつては、当該金融機関と金融取引を行っている申請者（金融機関からの総借入金残高のうち、当該金融機関からの借入金残高の占める割合が**20%以上**である者に限る。）が適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、当該金融機関からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっているもの。

2. 提出書類

下記の書類を各1部ご提出ください

法人の場合	個人の場合
●登記簿謄本の写し	●直近の確定申告書の写し
●委任状（金融機関の担当者等が代理で申請を行う場合） ●認定申請書 ①（イ）→ 様式第2-①-イ【直接取引】 （ロ）→ 様式第2-①-ロ【間接的な取引】 （ハ）→ 様式第2-①-ハ【指定地域内】 ② → 様式第2-② 【指定事業者が金融機関】 ●（①イ・ロの場合）当該事業者に対する直接取引額または間接的な取引額、および同期間中の全取引額が確認できる資料の写し （②の場合）当該金融機関からの借入残高、および金融機関からの総借入残高が確認できる資料の写し ●（①の場合）認定申請書に記載した売上高や売上見込みが確認できる資料の写し 例：月次損益計算書、売上台帳、総勘定元帳、法人事業概況説明書（法人の場合）、青色申告決算書（個人・青色申告の場合）など ●許認可証の写し（許認可を必要とする業種に限る）	

3. 認定申請書記載上の留意点

- ・認定申請書枠内の右肩の日付は「小山市への申請日」を記入してください
- ・指定案件や申請書記載上の留意点などについては、中小企業庁のホームページを参照ください

【押印省略について】令和4年4月1日より

- ・認定申請書については、以下の場合、押印を省略ができません
なお、代理申請の場合に必要な委任状については、従来どおり押印が必要となります
（法人の場合）住所、法人名、代表者肩書・氏名を明記している
（個人の場合）住所、氏名を明記している
- ・氏名は、苗字のみではなく、フルネームを記入してください
- ・押印がされていても受付いたします

4. 認定書の有効期間

発行日から30日間

5. 問い合わせ先

小山市商業観光課商業振興係（TEL 0285-22-9275）